

2015年9月14日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

平成27年台風第18号等による大雨被害を受けられた被災者への 9月の視聴料等の免除について【第3報】

平成27年台風第18号等による大雨により被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる80社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、平成27年台風第18号等による大雨被害により、9月9日、10日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、9月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【茨城県】

守谷市（もりやし）
坂東市（ばんどうし）
つくばみらい市（つくばみらいし）

【栃木県】

下都賀郡壬生町（しもつがぐんみぶまち）

【宮城県】

仙台市（せんだいし）
栗原市（くりはらし）
東松島市（ひがしまつしまし）
大崎市（おおさきし）
宮城郡松島町（みやぎぐんまつしままち）
黒川郡大和町（くろかわぐんたいわちよう）
加美郡加美町（かみぐんかみまち）
遠田郡涌谷町（とくだぐんわくやちよう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル
TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上